

問題行動等に係る 出席停止に関するマニュアル

平成24年11月
宮城県教育委員会

はじめに

出席停止制度は、いじめ等の問題行動に毅然として対応するための一方策である。

暴力行為やいじめ等の問題行動を起こす児童生徒に対して、市町村教育委員会が行うこの制度は、学校教育法第三十五条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒に、懲戒という観点から適用させるのではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

一方において、出席停止を命じる児童生徒の教育を受ける権利にも配慮し、出席停止期間中の個別指導計画を策定して学習の遅れが生じないよう対応する必要がある。また、他の児童生徒に対して互いに尊重し合うことの大切さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活をよりよいものにしていこうとする意識を高める指導を行うことにより、当該児童生徒が学校や学級に円滑に復帰することができるような配慮を継続していくことも必要である。

以上の出席停止制度の趣旨を踏まえ、宮城県教育委員会では、安心して安全な学校づくりに努め、一人一人の児童生徒が充実した学校生活を送るため、各市町村教育委員会及び学校が本制度の運用を図る上で参考となる手続きや留意点等を本冊子にまとめた。

1	学校教育法	1
2	市町村立学校の管理運営に関する規則の参考例	1
3	市町村立学校の出席停止の命令手続に関する要綱の参考例	2
4	出席停止に係る事務手続の流れ	8
5	出席停止に係る事務手続のチャート図	13
6	指導要録及び出席簿の記載の参考例	14

(参考資料)

I	いじめ問題への取組の徹底について	15
1	基本的な考え	
2	いじめの早期発見・早期対応について	
3	いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりについて	
II	児童生徒の状況把握について	16
III	いじめ問題への取組についてのチェックポイント	17
IV	文部科学省通知「出席停止制度の運用の在り方について」	21
V	文部科学省通知「いじめ等に関する主な通知文と関連資料の送付について」からの抜粋（【通知1】【通知3】【通知8】）	26

1 学校教育法

(児童の出席停止)

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(準用規定)

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

2 市町村立学校の管理運営に関する規則の参考例

(教育委員会が行う出席停止に関する部分)

(教育委員会が行う出席停止)

第〇条 校長は、学校教育法第三十五条第一項の規定に該当すると認める児童生徒があるときは、その旨を文書により速やかに教育委員会に申出するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申出があつたときは、あらかじめ当該児童生徒の保護者の意見を聴取した上で、必要があると認める場合には、出席停止の決定を行うものとする。

3 教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、保護者に対し、出席停止の理由及び期間等を記載した文書を交付しなければならない。

4 校長は、出席停止を短縮したり、延長したりする必要があると認めたときは、速やかにその理由を記載した書面によって、教育委員会に申出なければならない。

5 前項に規定するもののほか、出席停止に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

3 市町村立学校の出席停止の命令手続に関する要綱の参考例

【参考例】

〇〇市町村立学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十五条第三項及び〇〇市町村立学校の管理運営に関する規則（昭和〇〇年〇〇教育委員会規則第〇〇号。以下「規則」という。）第〇〇条第〇項の規定に基づき、児童生徒に係る出席停止の命令に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「児童生徒」とは、〇〇市町村立小・中学校に在籍する者をいう。

(校長の具申)

第三条 校長は、児童生徒が法第三十五条第一項各号に規定する行為を繰り返し行うなど、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童生徒又は当該児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）に対して学校が行う指導において、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について〇〇市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に出席停止に関する意見具申書（第1号様式）を提出するものとする。

(意見の聴取)

第四条 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合には、あらかじめ出席停止を命ずる当該児童生徒の保護者について、意見の聴取のための手続を執らなければならない。

(意見聴取の通知)

第五条 教育委員会は、保護者からの意見の聴取を行うに当たって、意見聴取に係る通知書（第2号様式）により保護者に通知する。

(出席停止の決定)

第六条 教育委員会は、出席停止の決定をするときは、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容等を十分に参酌し、これを行う。

2 出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。

3 教育委員会は、出席停止の決定をしたときは、保護者に対し、出席停止決定通知書（第3号様式）を交付する。

(出席停止期間変更に伴う具申)

第七条 校長は、教育委員会に出席停止期間中の状況を随時報告するものとする。

2 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育委員会に出席停止期間変更に関する意見 具申書（第4号様式）を提出するものとする。

(出席停止期間変更等)

第八条 教育委員会は、出席停止期間中においても改心が見られず、登校後も問題を起こし、他の児童生徒の教育が妨げられると判断されるときは、出席停止期間を延長することができる。また、出席停止期間中に改心が見られ、他の児童生徒への教育の妨げとならないと判断されるときは、出席停止期間を短縮することができる。

2 出席停止期間の短縮及び延長についての保護者への通知は、出席停止期間変更通知書（第5号様式）によるものとする。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から適用する。

第1号様式（第三条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

教育委員会
教育長 殿

立 学校
校長 印

出席停止に関する意見具申書

児童生徒の出席停止について、下記のとおり具申します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
出席停止の原因となる行為		1 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3 施設又は設備を損壊する行為 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
校長意見		

- 1 出席停止の原因となる行為に関しては、該当の項目に○を付すこと。
- 2 事故の概要等について、個別の指導記録（事故報告書又は生徒指導記録も可）を添付すること。
- 3 出席停止期間中における指導援助に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

第2号様式（第五条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

（保護者氏名） 殿

教育委員会
教育長 印

意見聴取に係る通知書

〇〇立学校の管理運営に関する規則第〇条第二項の規定により、下記のとおり出席停止の措置に関して意見を聴取します。

記

学校・学年・学級	立 学校 第 学年 組
児童生徒氏名	
出席停止の原因となる行為	1 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3 施設又は設備を損壊する行為 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
意見の聴取を行う期日及び時刻	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
意見の聴取を行う場所	
担当課	教育委員会 課 〒 (所在地) (電話番号)

- 1 意見の聴取の期日に来庁して出席停止の措置に関して意見を述べることができます。
- 2 意見の聴取の期日に来庁できない正当な理由がある場合は、来庁に代えて書面で意見を述べるすることができます。

第3号様式（第六条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

（保護者氏名） 殿

教育委員会
教育長 印

出席停止決定通知書

〇〇立学校の管理運営に関する規則第〇条第三項の規定により、下記のとおり児童生徒の出席を停止します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
出席停止の理由		
出席停止の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

第4号様式（第七条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

教育委員会
教育長 殿

立 学校
校長 印

出席停止期間変更に関する意見具申書

児童生徒の出席停止の期間変更について、下記のとおり具申します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
具申する内容		短縮 ・ 延長
変更後の出席停止の期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
校長意見		

- 1 具申する内容に関しては、該当する箇所に○を付すこと。
- 2 出席停止期間の延長の場合は、延長期間中における指導援助に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

第5号様式（第八条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

（保護者氏名） 殿

教育委員会
教育長 印

出席停止期間変更通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で通知した出席停止について、下記のとおり期間を変更します。

記

学校・学年・学級	立 学校 第 学年 組
児童生徒氏名	
変更前の出席停止の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
変更後の出席停止の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
出席停止期間の変更理由	
備考	

4 出席停止に係る事務手続の流れ

学校

(1) 保護者全体への制度説明

校長は、年度当初の全校保護者会及び学校だより等において、保護者全体に対し、あらかじめ出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促しておく。

(2) 問題行動（性行不良）を起こす児童生徒の把握

校長は、児童生徒の問題行動（性行不良）を把握したときは、市町村教育委員会へ報告・相談を行い、当該児童生徒に関する個別の指導記録等の作成を開始するとともに、適宜、関係機関との連携を図る。

また、重大な問題行動（性行不良）に対しては、市町村教育委員会に事故報告書を提出する。

(3) 個別の指導記録等の作成

当該児童生徒の行動等を記録する。その際は、起こった事実について、できるだけ客観的に記載すること（問題行動が発生した時点からの記録）。

- ① 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ② 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ③ 施設又は設備を損壊する行為
- ④ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

さらに、学校がどのような指導を実施したかを記録する（個別の指導を開始した時点からの記録）。

- ① 当該児童生徒又は保護者への指導内容、日時
- ② 関与した教職員、カウンセラー、担当職員等とのやり取り
- ③ 関係機関（児童相談所、警察、市町村教育委員会等）との連携の有無 等

(4) 市町村教育委員会への意見具申

校長は、問題行動（性行不良）が繰り返し行われたり、犯罪性が疑われたりし、学校が最大限の努力を行っても解決できず、他の児童生徒の教育が妨げられていると判断した場合は、「〇〇市町村立学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱」の規定に基づき、市町村教育委員会への出席停止に係る意見具申を行う（第1号様式）。

その際、次の書類を添付することとする。

- ① 個別の指導記録
 - ※ 事故報告書又は生徒指導記録も可。
- ② 個別指導計画案（P 1 2 参照）
 - ※ 出席停止期間中における当該児童生徒に対する指導援助に関する計画案。

市町村教育委員会

(5) 保護者からの意見聴取の実施

校長の意見具申に基づき、市町村教育委員会は当該児童生徒の保護者への意見聴取の実施を通知する（第2号様式）。直接面談することが望ましいため、意見聴取日等については、市町村教育委員会又は学校が保護者と十分連絡を取った上で決定する。

また、意見聴取後に、保護者に対し、今後の手続きなどについて説明する。

なお、面談の際は、当該学校の教職員を同席させることができる。

(6) 出席停止措置の決定

出席停止措置の決定は、市町村教育委員会の権限において、市町村教育委員会規則に基づいて行い、その際に、保護者に対し、出席停止の理由及び期間等を記載した書類を交付する（第3号様式）。

(7) 出席停止期間中における個別指導計画の策定

市町村教育委員会は、学校が作成した案を基に、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定する。

(8) サポートチームの設置等指導体制の整備

実情に応じて市町村教育委員会職員及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に当該児童生徒及び保護者への指導や援助を行う。

学 校

(9) (出席停止決定後) 出席停止期間中における指導の実施

学校は、当該児童生徒の出席停止期間中、市町村教育委員会が策定した個別指導計画に基づき、次の指導等を行う。

なお、出席停止期間中の留意点について、次の事項を保護者に説明する。

- ① 当該児童生徒の監督は、保護者の責任により行われることが基本となることから、保護者の自覚を促し、監督義務を果たすよう働きかけを行うこと。
- ② 他の児童生徒への指導助言を行うこと。
- ③ 学級担任等が計画的かつ臨機に家庭訪問を行い、当該児童生徒に課題学習等に取り組みさせること。
- ④ 前号に定めるもののほか、当該児童生徒の円滑な学校復帰に必要な指導・援助を行うこと。

なお、出席停止期間が終了するときには、当該児童生徒及び保護者等と面談を行い、当該児童生徒が今後の学校生活に意欲をもつことができるよう、指導助言を行う。

(10) 市町村教育委員会への意見具申

校長は、当該児童生徒の出席停止期間中の生活や学習の状況を把握するとともに、保護者からも生活状況を聴取し、市町村教育委員会へ随時報告する。

出席停止期間の短縮又は延長の場合は、出席停止期間変更に関する意見具申書を市町村教育委員会へ提出する（第4号様式）。

なお、出席停止期間を延長する必要があると具申する場合は、次の書類を添付することとする。

① 個別の指導記録

※ 事故報告書又は生徒指導記録も可。

② 個別指導計画案（P 1 2 参照）

※ 出席停止延長期間中における当該児童生徒に対する指導援助に関する計画案。

市町村教育委員会

(11) 出席停止期間短縮、解除及び延長の決定

市町村教育委員会は、当該児童生徒について、出席停止期間中の生活や学習の状況を把握し、学校からの報告を基に、出席停止期間の短縮、解除及び延長の措置を決定する。

出席停止期間の短縮又は延長の場合は、文書により当該児童生徒及び保護者に通知する（第5号様式）。

また、延長が決定した場合は、通知の前に保護者にその理由を説明する。

なお、学校から具申を受ける際には、以下の点に留意する。

- ① 当該児童生徒への出席停止期間中の学校の家庭訪問指導の状況を把握すること。
- ② 保護者の家庭での監護状況を把握すること。
- ③ 被害児童生徒の心身の状況やその保護者の受入状況を把握すること。
- ④ 他の児童生徒の受入体制状況を把握すること。

(12) 出席停止期間延長における個別指導計画の策定

市町村教育委員会は、出席停止期間を延長する場合には、学校が作成した案を基に、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定する。

学 校

(13) 出席停止期間延長の場合の指導

学校は、延長期間も同様に市町村教育委員会が策定した個別指導計画に基づき、指導を行う。なお、当該児童生徒への監督は、保護者の責任により行われることが基本となることから、出席停止期間延長の理由を踏まえ、その改善に努めるよう指導助言を行う。

(14) 出席停止期間後の対応

学校は、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し、将来に対する目的意識をもたせるなど、適切な指導を継続していく。

なお、指導に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 当該児童生徒へ寄り添い、心の状況や生活、学習状況を把握し、課題に対し改善できるよう継続して指導すること。
- ② 被害児童生徒の心身の状況や保護者の考えを把握し、安心して学校生活を送ることができるよう継続して配慮すること。
- ③ 他の児童生徒の受入体制や学習環境を整え、学級や学校がどの児童生徒にも安心安全であることが伝わるような雰囲気づくりを行うこと。
- ④ 日常の学校生活の中で、道徳教育や人権教育、情操を養う活動等を充実させ、児童生徒の心の基底づくりに努めること。

(個別指導計画案の参考例)

〇〇市町村立〇〇学校

「(当該児童生徒氏名)の個別指導計画案」

1 出席停止期間 平成〇〇年〇月〇日(〇)～平成〇〇年〇月〇日(〇)

2 指導内容

- (1) 課題による学習(教科の学習プリント等)
- (2) 体験活動
- (3) 期間中の生活の記録(記録用紙等)
- (4) 作文等の作成
- (5) 面談による生活指導

3 指導方法

- (1) 自宅への訪問
 - ・ 訪問時間は、保護者と相談の上、ある程度の時間帯を決めておく。
 - ・ 家庭訪問の際には、当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、必要に応じ指導助言を行う。また、訪問後、その状況を記録しておく(短縮、解除又は延長決定の資料)。
 - ※ 保護者等との面談の必要性により、時間を調整することもある。
 - ※ 家庭訪問は、複数体制で行う(学級担任と学年主任等)。
- (2) 面談
 - ・ 最終日には、保護者及び当該児童生徒を来校させ、面談を行う。
 - ※ 同席者の例：校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学級担任等及び市町村教育委員会職員
 - ・ 上記の面談の前に、市町村教育委員会へ出席停止期間の短縮、解除又は延長に係る報告を随時行う。但し、短縮及び延長の場合は、書面で具申する。

4 担当者

出席停止当該児童生徒への指導は、学級担任が主として担当する。他に、学年主任及び生徒指導主事等が対応する。

5 学習計画例

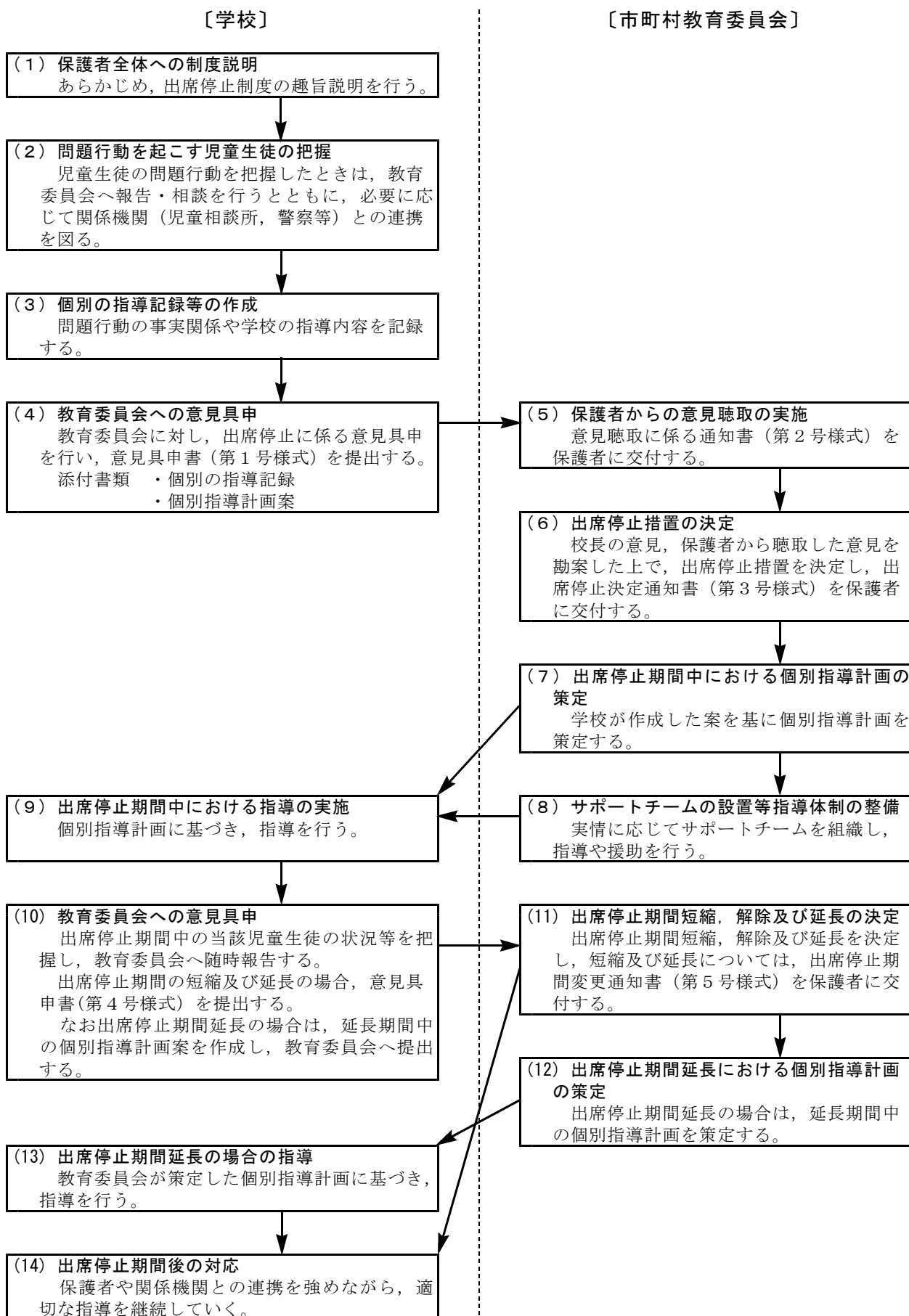
月日	曜日	午前				午後		その他	面談等	訪問担当
		1 8:45~ 9:35	2 :~	3 :~	4 :~	5 :~	6 :~			
9/7	火	4教科の課題学習(国・数・外・社)				理科課題	生活の記録	作文等の作成	家庭訪問	学級担任, 学年主任
9/8	水	4教科の課題学習(国・数・理・社)				外国語課題	生活の記録		家庭訪問	学級担任, 生徒指導
9/9	木	体験学習(老人介護施設訪問) 学校の担当者等引率						感想文の作成	家庭訪問	学級担任, 学年主任
・	・	4教科の課題学習(国・数・外・理)				社会課題	生活の記録		面談	
・	・	4教科の課題学習(国・数・理・社)				外国語課題	生活の記録			

※できるだけ、学校の時程に合わせるよう指導する。

【配慮事項】

- 1 本人の学習や生活状況を十分把握するとともに、適切に評価し、本人や保護者に伝える。
- 2 期間中の過ごし方については、家庭と十分連携を図り、協力を得る。
- 3 本人の心に響くような体験活動を取り入れ、自分の生活を振り返る機会を設定する。
 - (1) 体験活動の受入先には、事前に事情を説明し、受入体制を整えておくことが必要である。
 - (2) 体験活動については、地域等と連携した活動のメニューを用意し、本人が選択することも考えられる(幼稚園・保育所訪問、介護施設体験、職場体験、奉仕活動、自然の家等社会教育施設の活用等)。
 - (3) 市町村教育委員会が学校と連携して、体験学習等の体制を整える。なお、場合によっては、市町村教育委員会が宮城県教育委員会に職員の派遣要請を行うこともできる。
 - (4) 登校後の生活についての心構えも確認し、必要な助言を与える。
- 4 上記以外の事項や緊急対応については、市町村教育委員会の指導を受け、校長が決定する。

5 出席停止に係る事務手続のチャート図



参 考 资 料

I いじめ問題への取組の徹底について

【平24.8.10義第269号 各市町村教育委員会教育長あて 宮城県教育委員会教育長通知】

いじめ問題は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすために、まず日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。また、いじめを含めた問題行動に対しては、未然防止と早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、児童生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。

本県では、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であること」を十分認識した上で、以下の点を踏まえ、適切に対応していくものとする。

1 基本的な考え

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。
- (2) いじめは、人間として決して許されないことである。
- (3) いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に組織的に対応することが重要である。
- (4) 事実に基づき、毅然とした姿勢で問題の解決に向けて取り組まなければならない。
- (5) 警察などの関係機関とより緊密な連携が必要である。
- (6) 大震災後のこれからの取組が一層重要であり、県教育委員会と市町村教育委員会で危機感を共有して取り組むこととする。
- (7) 県教育委員会は、必要に応じて職員を派遣するなど、市町村教育委員会や学校を最大限支援していく。

2 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) 月1回程度のアンケート調査や個別面談など、学校等におけるきめ細かな実態把握や相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
- (2) 担任等が問題等を自分だけの責任として、一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) 学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、市町村教育委員会や警察と連携して対処するほか、学校警察連絡協議会等の会議において情報の共有を図る。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

3 いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりについて

- (1) いじめは人間として絶対に許されないことであり、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。同時に、加害・被害の関係が途中で逆転することもあることから、発生した事実の背後関係についても精査が必要である。
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し、そのときの指導で解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- (3) いじめは、対人関係の問題であるという視点に立ち、道徳教育や体験学習（特別活動、部活動等）などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深めるとともに、互いを尊重する気持ちをはぐくむことが必要である。また、いじめを見たり聞いたりした時に、それを傍観者として過ごしてしまうのではなく、何らかの形で声をあげることのできる、強い心を育てていくことが重要である。

Ⅱ 児童生徒の状況把握について

義務教育課

1 ねらい

大震災後、2年目からの児童生徒の問題行動の増加が懸念されるため、児童生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケートなどを行う。

2 対象

小学校4～6学年、中学校1～3学年

3 実施方法

- (1) 簡易アンケートは、無記名とし、月1回程度は実施し、学級経営等の参考とする（年1～3回実施している学校独自調査を行うほか、それ以外の月は簡易アンケートを行う）。
- (2) 簡易アンケート様式の例（小学校）

<h3>学校生活アンケート</h3> <p style="text-align: center;">年 組 （ 男 ・ 女 ）</p> <p>このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 学校が楽しいですか。 (1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない2 今、先生に相談<small>そうだん</small>したいことがありますか。 (1) ある (2) ない3 今、だれかにいじめられていますか。 (1) いる (2) いない (3) こたえられない4 このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 (1) ある (2) ない

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査には、見取り、面接、再調査等が考えられる。

4 その他

- (1) 児童生徒の抱える問題を把握するための方法で日記等を活用している場合は、それに置き換えることができる。
- (2) 様式は例を参考に、学校で作成する。
- (3) 簡易アンケート等は各学校で活用し、県教育委員会に提出する必要はない。

Ⅲ いじめ問題への取組についてのチェックポイント

以下のチェックポイントは、いじめ問題に関する取組の充実のために、平成18年10月19日文科科学省通知「いじめ問題への取組の徹底について」を参考とし、宮城県版として具体的な点検項目の参考例を示したものである。各学校・教育委員会は、このチェックポイントを参照し、学校の実態に応じて適切な点検項目を作成し、活用を図ることが重要である。

※ 「いじめ」の定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

【チェックポイント】

学校に関すること

(指導体制について)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導について)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (10) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (11) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (12) いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (13) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要

な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応について)

(14) いじめ早期発見のチェックポイントを活用しているか。

(いじめ早期発見のためのチェックポイント)

- ① 遅刻，欠席が増える。
- ② 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ③ 表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。
- ④ 出席確認の際，声が小さい。
- ⑤ 頭痛，腹痛などを頻繁に訴える。
- ⑥ 授業中，正しい答えを冷やかされる。
- ⑦ 筆圧が弱くなる。
- ⑧ 休み時間はトイレなどに閉じこもったり，遅れて教室に入る。
- ⑨ 物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。
- ⑩ 椅子や机が壊されたり，所持品や机に落書きされたりする。
- ⑪ 授業の始めに，机の上の教科書などが散乱している。
- ⑫ 特定の子の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。
- ⑬ 正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり，その意見が支持されなかったりする。
- ⑭ 用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをウロウロしたりする。
- ⑮ その子を褒めるとクラスの子もたちがあざけたり，シラけたりする。
- ⑯ 「誰かやってくれないか」と言うと，特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。
- ⑰ 今までのグループから外れて一人ポツンとし，沈みがちになっている。
- ⑱ 「ばいきん」「〇〇菌」などと人の嫌がるあだ名を付けて呼ばれる。
- ⑲ 急いで一人で帰宅する。
- ⑳ 日記，作文，絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
- ㉑ 集金などの提出が遅れる。
- ㉒ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

(15) 児童生徒の生活実態について，たとえば聞き取り調査やアンケート調査を行うなど，きめ細かく把握に努めているか。

(16) いじめの把握に当たっては，スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。

(17) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず，その一つ一つに的確に対応しているか。

(18) いじめについて訴えなどがあつたときは，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い，事実を隠ぺいすることなく，的確に対応しているか。

(19) いじめの問題解決のため，教育委員会との連絡を密にするとともに，必要に応じ県教育研修センター，児童相談所，警察等の関係機関と連携協力を行っているか。

(20) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また，それは，適切に機能しているか。

(21) 学校における教育相談について，保護者にも十分理解され，保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

- (22) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて県教育研修センターなどの専門機関との連携が図られているか。
- (23) 県教育研修センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (24) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携について)

- (25) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。
- (26) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (27) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (28) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

教育委員会について

(学校の取組の支援等・点検について)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠ぺいすることなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や県教育研修センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修について)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配付しているか。

(組織体制・教育相談について)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、県教育研修センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携について)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携・協力を図っているか。

【引用・参考】「いじめ問題への取組の徹底について（通知）」

平成18年10月19日 文部科学省

Ⅳ 文部科学省通知「出席停止制度の運用の在り方について」

【平13.11.6 13文科初725 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省初等中等教育局長通知】

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続きを踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手续及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

- ① 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。
- ② 教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。
- ③ 問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。
- ④ 問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム（個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム）など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。
- ⑤ 深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項))については後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実に基づいて記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員等の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行われなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障す

るための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手續に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとすることと定められたところであり（第4項）、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助（子育て相談を含む）を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題が

ある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2) 当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

- ① 教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと
- ② 教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること（宿泊を伴う活動を含む）
- ③ 地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ（協議会の設置など）、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応（例：在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等）について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

(3) 他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要

である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である（平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照）。

- ① 「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること
- ② 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること
- ③ 対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第3項）、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成14年1月1日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手續に関する必要な規定

また、これらの手續に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

V 文部科学省通知「いじめ等に関する主な通知文と関連資料の送付について」からの抜粋（【通知1】，【通知3】，【通知8】）

【通知1】いじめの問題への取組の徹底について

平成18年10月19日 18文科初第711号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を

通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

(4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要であること。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

(2) いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

〈チェックポイント〉

I 学校

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。

- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

【通知3】問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

平成19年2月5日 18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の段損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

(1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。

また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。

- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。

- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成 13 年 11 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがな

いように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。

- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたのではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむ

を得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室外に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

【通知8】「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

平成22年9月14日 22初児生第25号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知
各都道府県教育委員会指導事務主管部課長、各都道府県私立学校主管部課長、附属学校を置く各国立大学法人の長、株式会社立学校を認定した市町村担当部課長あて

標記の調査については、毎年度御協力を頂いているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、高等学校の不登校、中途退学、自殺及び教育相談の各状況について、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

平成21年度の調査結果では、暴力行為の発生件数が約6万1千件と、前年度（約6万件）より約1千件増加したことや、いじめの認知件数が約7万3千件と前年度（約8万5千件）より約1万2千件減少しているが依然として相当数に上ることなど、生徒指導上憂慮すべき状況が見られます。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を含む）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、生徒指導の一層の充実を図るよう対応をお願いいたします。

記

1 暴力行為への対応について

(1) 暴力行為への取組の徹底について

今回の調査結果からは、暴力行為の発生件数が増加したことに加え、1校当たりの暴力行為の発生件数が増加傾向にあることや、被害者が病院で治療を受けた場合の件数が約1万2千件と相当数に上ること、暴力行為の発生件数の増加率が小学校において9.7%と校種間で最も高くなるなどの憂慮すべき状況も見られる。教育委員会及び学校にあっては、「問題を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会などの理解を得て地域ぐるみで取り組めるような体制を推進すること。

また、暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの確な対応をとる必要があること。

(2) 暴力行為の実態把握の取組について

本調査については、統計法に基づき内閣府に設置された統計委員会の答申において、「客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について検討」するよう求められており、このことも踏まえて文部科学省では、本調査の実施に当たって都道府県間で「計上の仕方」による開きが生じないように、「調査の手引」を作成・配付した上で、教育委員会等に対してより適切な実態把握を行うよう求めているところである。

しかしながら、暴力行為の発生件数に対する被害者が病院で治療を受けた件数の割合を見

ると、最も高い都道府県の47.1%と最も低い都道府県の17.5%との間で2.7倍の開きがみられ、暴力行為の「計上の仕方」に未だばらつきが生じていると考えられる。

このことから、教育委員会等にとっては、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めて「調査の手引」等を活用した説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めること。

2 いじめの問題への対応について

(1) いじめの問題への取組の徹底について

いじめの問題への取組の基本として、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義と、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることの二点を再度徹底する必要があること。

また、いじめの問題への対応は、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)や「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)の考え方にに基づき、学校においていじめを把握した場合には、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し適切な連携を図ること。

さらに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること。

(2) いじめの実態把握の取組について

今回の調査結果からは、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることや、アンケート調査の実施について、平成18年度との比較で5.6ポイント減少しているなどの状況が見られる。こうした中でいじめの認知件数が減少し、また、いじめを認知していない学校数が増加していることを思慮すると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。

また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。

問題行動等に係る
出席停止に関するマニュアル

平成24年11月
発行：宮城県教育委員会